

# 八百津町農業集落排水事業経営戦略

平成 29 年 3 月

(令和 3 年 3 月改訂)

## 目次

---

第1章 経営戦略策定の背景 .....	1
1. 経営戦略の基本的考え方（総論） .....	1
2. 「投資・財政計画」の策定（総論） .....	1
3. 計画期間 .....	2
第2章 八百津町農業集落排水事業の概要 .....	3
1. 施設の概要 .....	3
2. 使用料の概要 .....	3
3. 現在の職員数、組織図 .....	5
4. 民間活力の活用等 .....	5
5. 経営比較分析表を活用した現状分析 .....	6
第3章 八百津町農業集落排水事業の将来の事業環境 .....	7
1. 水洗化人口の予測 .....	7
2. 使用料収入の見通し .....	8
3. 施設の見通し .....	9
4. 組織の見通し .....	9
5. 八百津町農業集落排水事業における基本方針 .....	9
第4章 投資試算及び財政試算 .....	10
1. 計画期間の収支見通し .....	10
2. 投資計画の目標 .....	16
3. 財政計画の目標 .....	17
第5章 目標達成と収支ギャップ解消に向けた取組み .....	18
1. 投資に関する施策 .....	18
2. 財源水準の見直し .....	18
3. 経営戦略の改定に未反映の取組 .....	19
第6章 モニタリング体制 .....	20

改訂にあたって

本町は、将来にわたって安定的に事業を継続していくことを目指し、平成 29 年 3 月に「八百津町農業集落排水事業経営戦略」を策定しました。

その後の経営環境の変化を踏まえ、改めて収支の推計等を行い、経営戦略を改定することとしたものです。収支計画を税抜で作成したため、以下特記なき限り金額は税抜で表示しています。

# 第 1 章 経営戦略策定の背景

---

## 1. 経営戦略の基本的考え方（総論）

経営戦略は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。

具体的には、現状分析と事業環境の見直しをもとに、「投資計画」「財政計画」を策定し、これらの計画が「収支均衡」し事業として持続可能なものとなっているかをチェックします。

本町は平成 29 年 3 月に「八百津町農業集落排水事業経営戦略」を策定しましたが、令和元年度に地方公営企業法を適用し、企業会計へ移行したことにより、複式簿記、発生主義による会計数値を把握することが可能となりました。現状把握、課題分析及び将来予測を再検証し、より実効性のある計画にするため本計画の改定を行います。

## 2. 「投資・財政計画」の策定（総論）

### （1）「投資計画」の策定

投資計画は、将来にわたって安定的に事業を継続していくために必要となる施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画です。具体的には、将来の汚水処理二工程の予測から、将来的に必要な施設・設備を把握し、それらを更新・維持管理していく計画を立案します。

### （2）「財政計画」の策定

財政計画は、投資計画等の支出を賄うための財源の見通しを試算した計画です。具体的には、使用料収入、企業債、繰入金等の収入の見通しを試算し、どの程度の財源を確保できるかを試算します。まず、使用料収入については、下記第 3 章 2 の通りの見通しを立てました。次に、企業債については、世代間負担の公平や財政健全化の視点を加味し、適正な発行額を検討します。最後に、繰入金については、繰出基準に基づいて必要額を算出し、ほかに財政当局と調整した出資額等を計上します。

### （3）「収支均衡」のチェック

経営戦略における収支均衡とは、地方公営企業法の適用前は形式収支が黒字にな

ることを指しましたが、適用後は計画期間内で当年度純損益が黒字となることを指します。経営戦略では、公営企業としてのサービスの提供を安定的に継続するために必要な施設・設備に対する投資を、投資計画において適切に見込んだうえで収支均衡し、これを安定的に維持できるような計画を策定することが求められています。

なお、計画期間内に当年度純損益が赤字となる場合、この赤字を「収支ギャップ」といい、経営戦略においてはこの収支ギャップの解消のための取り組みが必要となります。

#### (4) 計画策定後のモニタリング

経営戦略は、策定したことがゴールではなく、その進捗管理（モニタリング）を行い、PDCA サイクル（Plan, Do, Check, Action）を働かせることが必要です。具体的には、経営戦略における投資計画・財政計画と実績の乖離を検証するだけでなく、収支ギャップの解消に向けた取り組み等が適切に行われているかを検証し、必要に応じて経営戦略の見直しを行っていきます。

### 3. 計画期間

八百津町においては、当初の経営戦略を計画期間 10 年間（平成 29 年度から令和 8 年度まで）で策定しました。今回の改定では、これまでの進捗を踏まえた見直しとして位置付けられること、地方公営企業法を適用し、企業会計としての財務数値の蓄積が乏しいことから、当初計画期間の最終年度までとし、令和 3 年度から令和 8 年度までを計画期間としています。

## 第2章 八百津町農業集落排水事業の概要

### 1. 施設の概要

供用開始年度 (供用開始後 年数)	平成 11 年 11 月 1 日	法適 (全部 適用・一部 適用) 非適の区分	法適用 (平成 31 年 3 月までは法 非適用。平成 31 年 4 月か ら地方公営企業法の全部を適 用)
処理区域内 人口密度	420.75 人/k m <sup>2</sup>	流域下水道 等への 接続の有無	無
処理区数	2 区 上飯田地区及び久田見地区		
処理場数	上飯田浄化センター (平成 11 年 11 月 1 日 供用開始) 久田見浄化センター (平成 14 年 4 月 1 日 供用開始)		
広域化・共同 化・最適化 実施状況	平成 27 年度に施設の機能診断を行いました。 平成 29 年度にこの診断結果をもとに最適整備構想を策定。		

### 2. 使用料の概要

一般家庭用使用料 体系の概要・考え 方	常時安定した汚水処理を行うために、一般会計繰入金等を踏まえ、固定費と変動費の回収をできる限り受益者負担により回収できるよう、基本料金と逦増型従量料金を組み合わせた料金制を採用しています。	
	基本料金 (10 m <sup>3</sup> まで)	1,450 円
	従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	
	11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	145 円
	21 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	160 円
	51 m <sup>3</sup> 以上	184 円

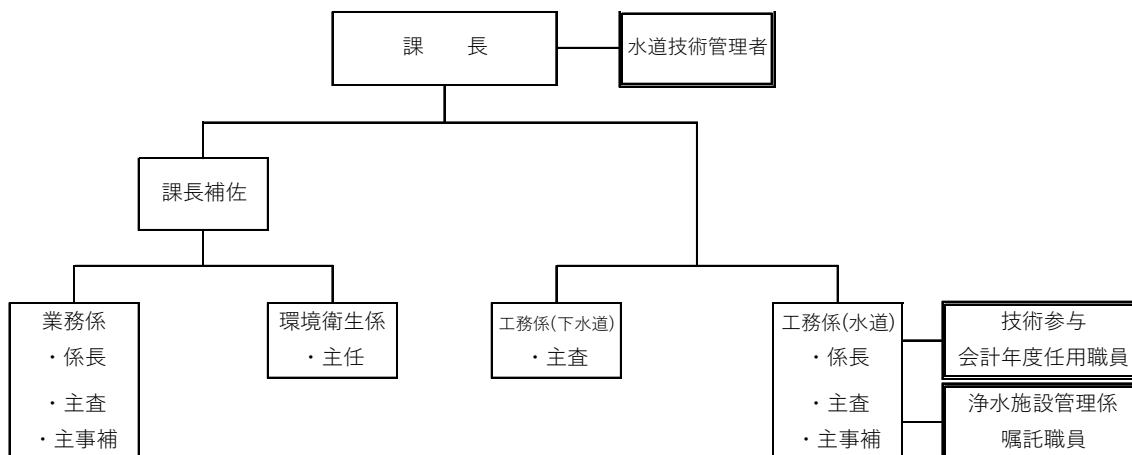
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用と区別していません。	
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用と区別していません。	
条例上の使用料 (20m <sup>2</sup> あたり)	平成29年度	2,900 円
	平成30年度	2,900 円
	令和元年度	2,900 円
実質的な使用料 (20m <sup>2</sup> あたり)	平成29年度	3,240 円
	平成30年度	3,203 円
	令和元年度	3,140 円

※ 実質的な使用料は、使用料収入の合計を実際の有収水量合計で除し、20 m<sup>2</sup>あたりに換算したものであり、税抜金額に置きなおしています。なお、令和元年度については10月に消費税率が改正されているため、簡便的に9%（8%と10%の平均）で税抜金額を算定しています。

※ 井戸水を併用している場合

- 一般家庭の場合、世帯人数で使用水量を推定する認定水量で算定しています。
- 事業所の場合、汚水メーターや井戸メーターが設置されているところは使用水量で算定しています。

### 3. 現在の職員数、組織図



- ・ 給与費体系
- ・ 水道事業会計 7名 課長、工務係(水道)係長、工務係(水道)主査、業務係(主査)、業務係(主事補)、技術参与(会計年度任用職員)、浄水施設管理係(嘱託職員)
- ・ 下水道事業会計 1名 工務係(水道)主事補 (なお、給与費は公共下水道事業に計上)
- ・ 一般会計 4名 課長補佐、業務係(係長)、工務係(下水)主査、環境衛生係(主任)

### 4. 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理 有限会社 八百津衛生
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	久田見浄化センターにて処理を行ったものは自然乾燥させ、汚泥炭化肥料として無料配布しています。



	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	なし
--	------------------------------	----

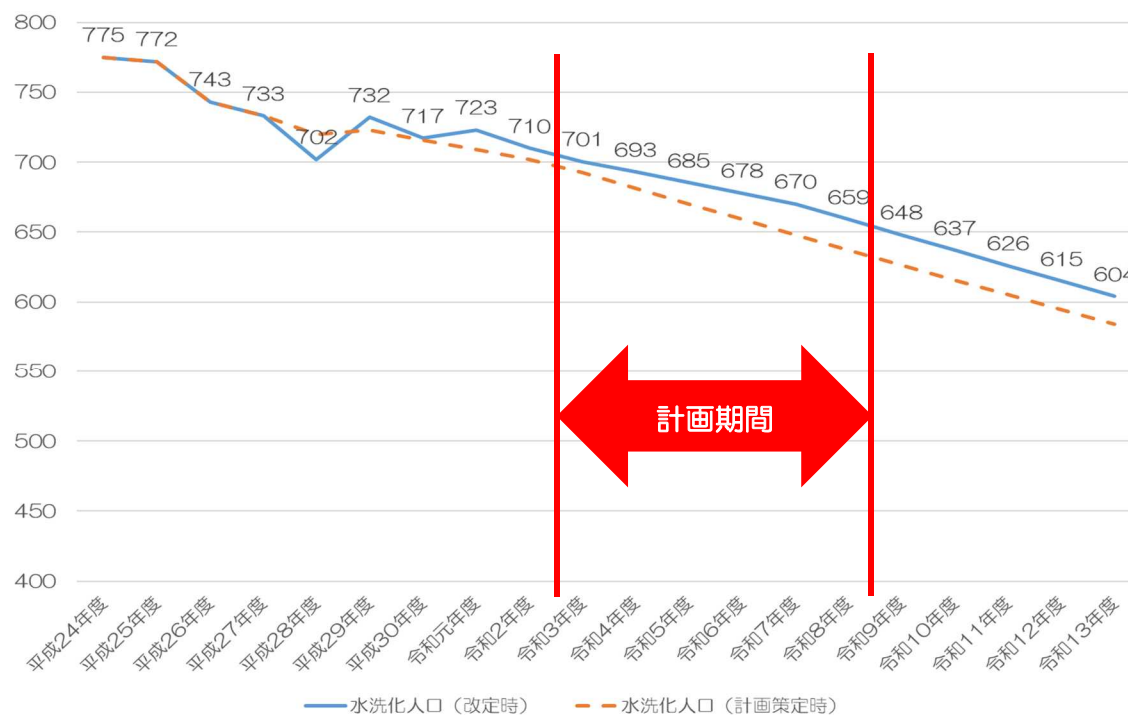
## 5. 経営比較分析表を活用した現状分析

平成 26 年度から、総務省の要請により経営比較分析表を作成しています。本町でも経営比較分析表を作成し、地方公営企業の経営状況について経年比較や類似団体比較を行うことで、経営戦略策定の基礎としています（別紙 1 参照）。

## 第3章 八百津町農業集落排水事業の将来の事業環境

### 1. 水洗化人口の予測

水洗化人口の推移（単位：人）



全国的に人口減少が課題となっており、本町においても将来にわたって行政区域内人口が減少することが見込まれています。

本町では農業集落排水事業により汚水処理している地区は上飯田地区と久田見地区ですが、いずれの地区においても既に農業集落排水事業の整備は完了しており、普及率のこれ以上の増加は見込めません。また、水洗化率も既に頭打ちに近く、久田見農業集落排水地区において人口減少が著しいことから、平成29年度に732人であった水洗化人口は、令和元年には723人となりました。令和3年度以降もさらに減少していく見通しであり、本経営戦略の計画年度終了年度の令和8年度には659人にまで減少するものと推計されます。

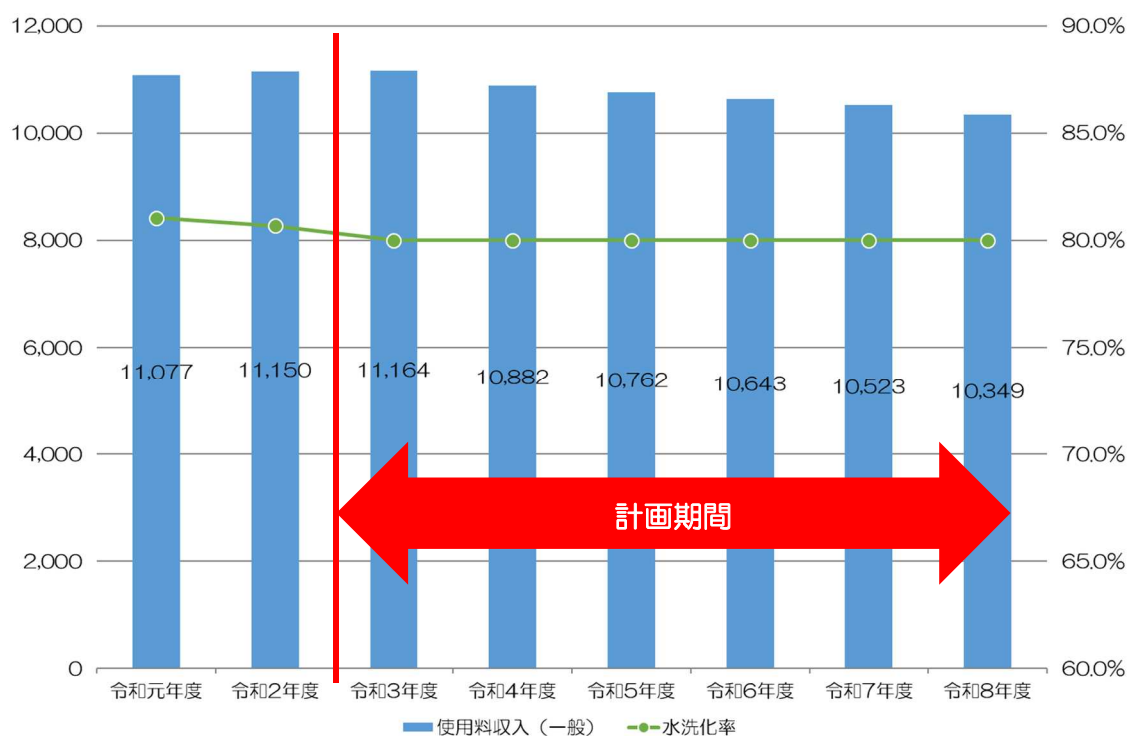
ただし、令和元年度までの実績は、当初計画時に見込んだ水洗化人口を上回っていることから、経営戦略の改定においては、実績を踏まえて水洗化人口を推計しなおしています。

(推計の前提)

- 水洗化人口＝行政区域内人口×普及率×水洗化率で予測  
行政区域内人口＝社会保障・人口問題研究所の数値  
普及率＝過去5年の平均値  
水洗化率＝過去の増加率を踏まえ、個別に推計（ただし、実績を踏まえ80%を上限）

## 2. 使用料収入の見通し

使用料収入の見通し（単位：千円）



水洗化人口の減少に連動し、計画期間における使用料収入も減少傾向となる見込みです。令和2年度は11,150千円の見込みですが、計画期間終了年度の令和8年度には約801千円減少し、10,349千円となる見込みです。

(推計の前提)

- 生活用と業務用に分割して予測
- 生活用使用料収入＝水洗化人口×1人あたり年間使用料で推計

1人あたり年間使用料＝直近（令和2年度）の1人あたり年間使用料  
なお、令和3年度は、当初予算計上額としています。

### 3. 施設の見通し

平成27年度に上飯田農業集落排水施設及び久田見農業集落排水施設の機能診断を行いました。供用開始から約15年経過することから施設の老朽化も随所にみられ、修繕工事また更新工事も必要となっています。平成29年度にはこの診断結果を基に、老朽化の進展状況に関わる緊急度・重要度・予算の平準化等を踏まえた上で、最適整備構想の策定を行いました。計画期間である令和8年度までに、農業集落排水事業の見直しは予定していません。機械設備等については耐用年数の超過がありますが、目立った劣化も見られない為、オーバーホールを中心とした補修をおこない、必要に応じて更新する予定です。

### 4. 組織の見通し

平成31年度公共下水道事業と農業集落排水事業に地方公営企業法を適用しました。これに伴い、既に法適化している水道事業と組織上も一体的に運営しています。現在の組織体制は当法適用を考慮し、料金関係・経理の業務を行う業務係と上水道・下水道の工事関連の業務を行う工務係に区分しています。

### 5. 八百津町農業集落排水事業における基本方針

以上のように、水洗化人口の減少により使用料収入が減少する見通しの中で、将来にわたって安定した汚水処理を行い衛生的な環境を維持するため、持続可能な経営を実現します。

## 第4章 投資試算及び財政試算

### 1. 計画期間の収支見通し

第3章の見通しを踏まえた今後の収支予測は以下の通りです。将来推計にあたっての前提は以下の仮定をおいて推計しています。

#### 収益的収支

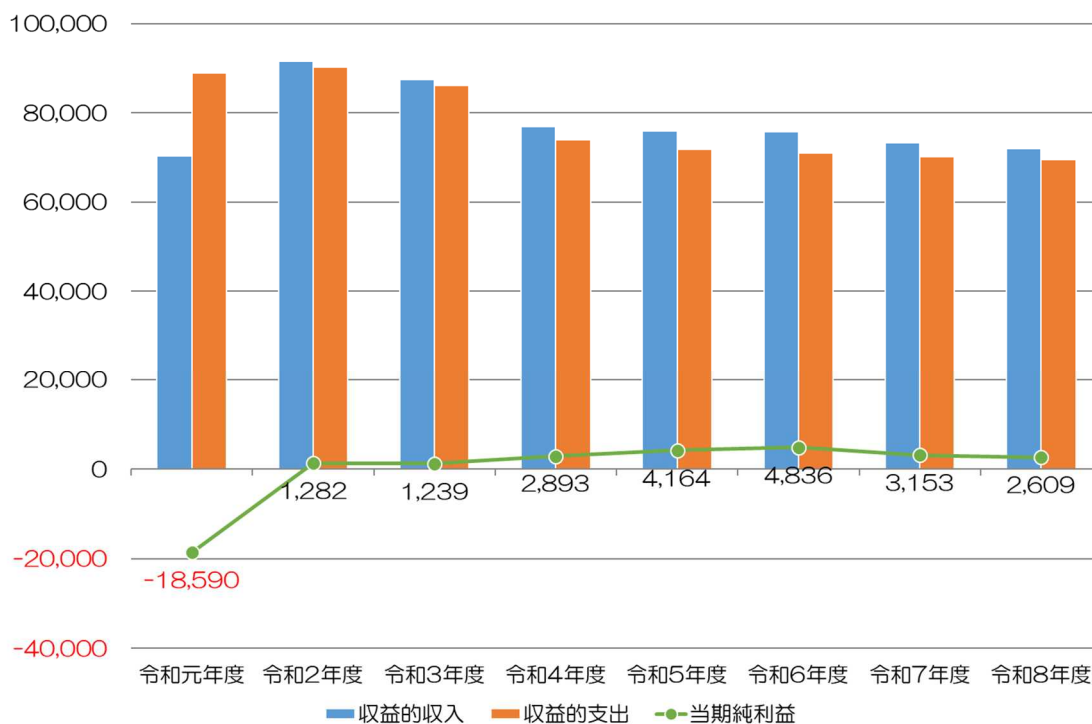
収支項目		推計の主な前提
収 入	使用料収入	第3章で推計した使用料収入を使用
	他会計補助金	基準内：令和2年度における繰出基準に基づき推計 基準外：当該年度の予定収益に基づき算定
	長期前受金戻入	過去の投資状況及び今後の計画内容を踏まえ、個別に推計
	その他	直近5年平均値（平成28年度～令和2年度）
支 出	修繕費	直近5年平均値（平成28年度～令和2年度）×1.05
	委託料	直近5年平均値（平成28年度～令和2年度）
	減価償却費	過去の投資状況及び今後の計画内容を踏まえ、個別に推計
	支払利息	地方債の元利償還見込みに基づき個別に推計
	その他	直近5年平均値（平成28年度～令和2年度）

#### 資本的収支

収支項目		推計の主な前提
収 入	他会計補助金、 他会計負担金及 び他会計出資金	基準内：令和2年度における繰出基準に基づき推計 基準外：財政目標達成可能な範囲で、当該年度の資金 収支の予定額に基づき推計
	国（県）補助金	補助事業の実施予定がないため、発生しないものと仮定
	地方債償還金	地方債の元利償還見込みから個別に推計

## (1) 今後6年間の収益的収支

収益的収支及び当年度純利益の推計（単位：千円）



使用料収入の減少により、収益的収入が減少していくことが想定されます。農業集落排水事業は地形的に効率的に汚水処理が困難な状況ですが、一般会計からの繰入金の受け入れを行っていることもあり、現行の料金水準にて令和8年度まで当期純損益がプラスとなる見通しです。

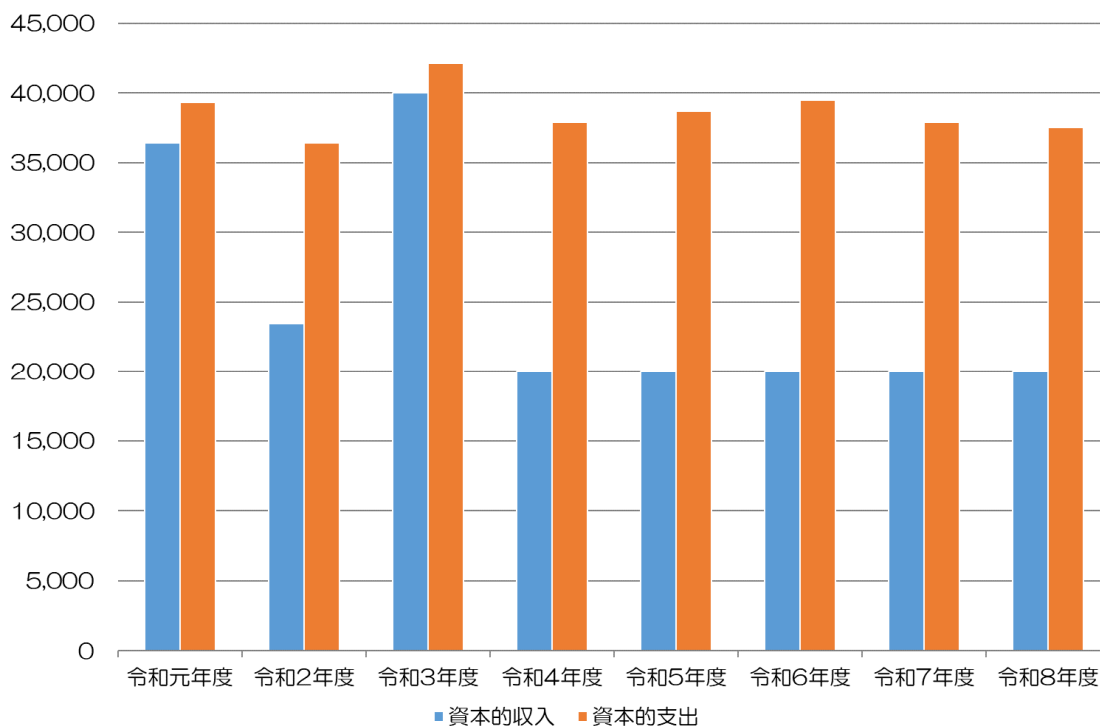
一般会計からの繰入金の受け入れなしでは経常費用を料金収入で賄うことが不可能であるため使用料改定も必要であると考えられますが、本町の下水道事業で使用料が統一されていることから、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないのが現状です。

なお、令和元年度は、地方公営企業法の適用初年度であり、会計基準を以降したことによる非経常的な支出があったことにより18,590千円の赤字となっています。

一般会計繰入金については本章(4)において詳述します。

## (2) 今後6年間の資本的収支

資本的収支の推計（単位：千円）

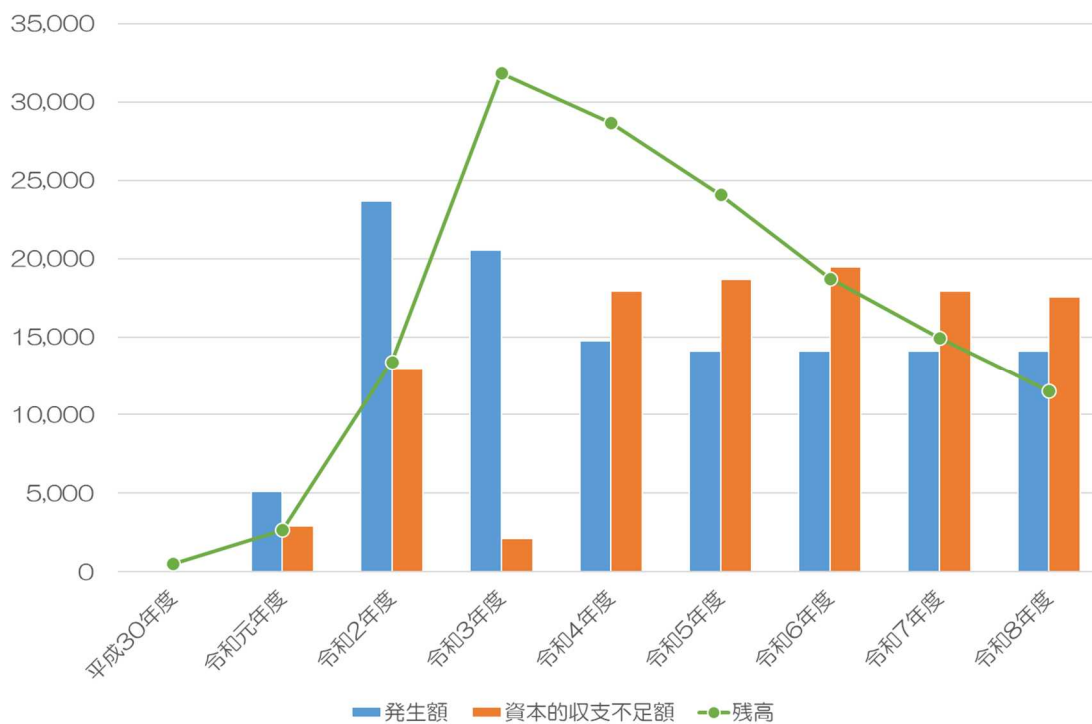


計画期間における資本的収入は、他会計補助金及び他会計出資金を見込んでいます。資本的支出は、令和3年度は当初予算に合わせて、処理場単独事業費の建設改良費を見込んでいますが、令和4年度以降は建設改良費が発生しない見込みのため地方債償還のみを考慮しています。

整備・拡張の時代を終え、維持・管理の時代に入った本町農業集落排水事業にとって、過去の投資に対する地方債償還の負担が大きく、計画期間の収支にも大きく影響しています。

### (3) 今後6年間の補てん財源

補てん財源の推計（単位：千円）

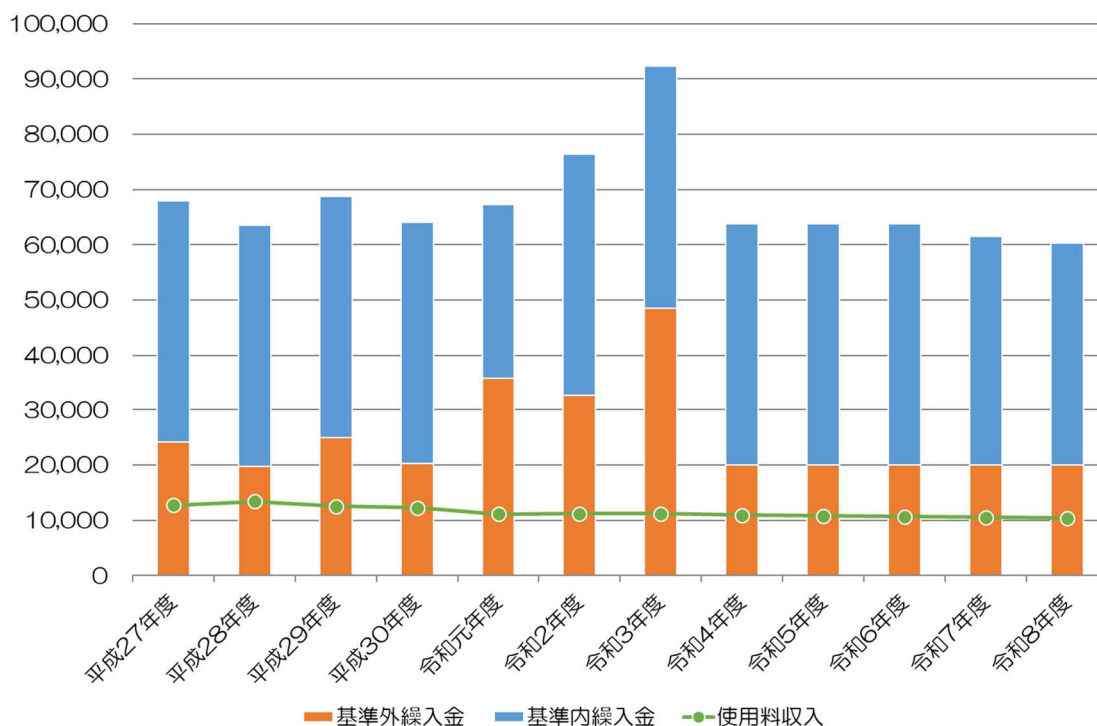


地方公営企業法適用後は、収益的収支と資本的収支に分けて財政状況を把握する必要がありますが、資本的収支は、投資等の支出とそれに対する補助金や企業債等の財源が計上されることから、通常は、支出超過になります。そのため、収益的収支で発生した余剰資金を資本的収支不足額に充てることになり、これを補てん財源と言います。補てん財源が足りないということは、資金が不足することを示しますが、農業集落排水事業においては、令和8年度には11,500千円の残高になる見込みです。



#### (4) 今後 10 年間の一般会計繰入金の推移

##### 一般会計繰入金の推計（単位：千円）



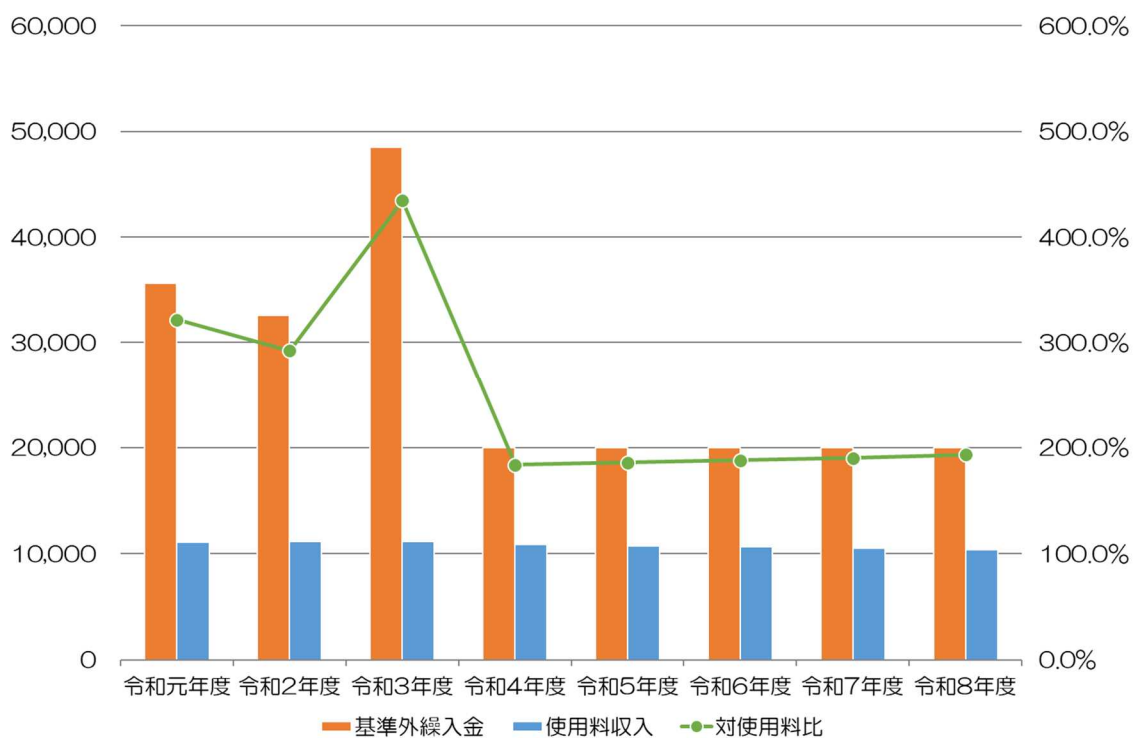
一般会計繰入金の総額は、当初予算と整合させた令和3年度予算を除き、6,000万円～7,500万円の間に推移する見込みです。基準外繰入金については、安定的な財源確保を図る一方、過度に公費に依存しないよう、毎年度2,000万円を繰り入れる計画としています。しかしながら、上記第3章2で見た通り、財源としての使用料収入は計画期間にわたって徐々に減少していくことから、使用料収入と基準外繰入金を比較した場合にその割合は上昇していきます。

一般会計繰入金のうち基準内繰入金は、公費負担すべきものと考えられる経費に充てられるもののうち、総務省が毎年度公表する繰出基準に基づいて算出される額です。基準外繰入金は、繰出基準で定める経費等に対して地域の実情に応じて各団体の判断により繰り出す額です。したがって、その額は農業集落排水事業に対してどの程度公費を充てるか、という本町の判断の結果でもありますが、本来その経営に伴う収入をもって充てることが公営企業としてあるべき姿であることに鑑みれば、基準外繰入金が本来的な収入である使用料収入を著しく上回ることは望ましくありません。

法適用年度である令和元年度と、その翌年度に当たる令和2年度においては、一般会計から離れて、独立して経理処理を行うことから、経営の基礎を構築するために例年より多額の基準外繰入金を受けていますが、経営戦略策定当初に定めた「基準外

繰入金が使用料収入の2倍を超えないこと」という目標を達成するため、より効率的な経営が必要になります。

基準外繰入金比率の推計（単位：千円、％）



## 2. 投資計画の目標

投資計画の 目標	(当初) 水洗化率 76%の達成  (改定) 水洗化率 80%の維持
-------------	--

### 【目標設定の考え方】

本町農業集落排水事業は、整備・拡張の時代を終え、維持・管理の時代に入りました。このため、本経営戦略の計画期間内には大規模な投資は予定していません。したがって、計画期間内は、これまでの投資の費用を回収し、次の更新投資の時代に備えるため、現在農業集落排水が普及している地区の町民の皆様に接続していただくこととなります。そのため、経営戦略策定時においては、直近5年間（平成24年度～平成28年度）の水洗化率が約74.5%でほぼ横ばいだったことを踏まえ、計画期間内に水洗化率が76%に達することを具体的な目標値として掲げました。

当該目標は、経営戦略の初年度である平成29年度に達成し、令和元年度に至るまで目標値を超えた推移となりました。令和2年度も令和元年度と同様に概ね80%程度になる見込みであることから、今後も80%を維持することを改定後の目標とします。

### 【実績値の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績	74.4%	78.4%	79.1%	81.1%

### 3. 財政計画の目標

#### 財政計画の目標

基準外繰入金が使用料収入  
の2倍を超えないこと

#### 【目標設定の考え方】

一般会計繰入金には、公費で負担とするのが相当とされる額について、総務省が示す繰出基準に基づいて繰出しを受ける基準内繰入金と、当該基準内繰入金の受け入れによってもなお賅うことのできない不足額について繰出しを受ける基準外繰入金があり、本町農業集落排水事業ではその双方を受け入れています。

独立採算が原則である公営企業においては、できる限り使用料収入をもって運営することが望まれます。一方で、前述のとおり、総務省からは毎年度繰出基準が公表されるなど、公営企業における独立採算は経費負担区分に応じたものであり、公費で負担する範囲は、地域の実情に応じて各団体が判断することになります。農業集落排水事業は人口閑散地区に多く、全国的にも使用料収入の基準内繰入金のみで投資のすべてを賅うことは難しい状況であるため、繰出基準に基づいて算定された額以上の、いわゆる基準外繰入金に頼らざるを得ません。ただし、そのような状況においても、基準外繰入金を減額し税負担をできる限り減らすことが望ましいと考えているため、財政計画においては上記の目標を立てました。

平成28年度から平成30年度は目標を達成できましたが、令和元年度は2倍を超えました。令和元年度は法適用初年度であり、独立採算の明確化と経営基盤の強化のために一時的に出資を受けたことなどによるものです。令和2年度及び令和3年度も、繰入率は使用料収入の3倍程度になる見込みですが、令和3年度以降は、基準外繰入金の額を減少させていき、計画期間内に目標を達成できるよう努めます。

#### 【実績値の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績	147.1%	199.5%	180.1%	321.7%

## 第5章 目標達成と収支ギャップ解消に向けた取組み

---

### 1. 投資に関する施策

計画期間内に投資は行わない予定です。上飯田農業集落排水施設は平成11年11月1日、久田見農業集落排水施設は平成14年4月1日から供用開始をしており約15年を経過します。管渠については耐用年数42年を考慮すると計画期間中の修繕工事は必要ないと考えます。

機械設備等については耐用年数の超過がありますが、目立った劣化も見られない為、オーバーホールを中心とした補修をおこない、必要に応じて更新する予定です。

なお、上飯田農業集落排水区域は本町西部地区に位置し、公共下水道区域（木曾川右岸流域下水道地区）と隣接することから、公共下水道への接続も考慮し、上飯田農業集落排水の将来のあり方を検討します。

### 2. 財源水準の見直し

現状の財源構成を前提とすると、上記第4章1（4）の繰入金の推移で見た通り、基準外繰入金の使用料収入に対する比率は計画期間内において徐々に上昇する見込みです。ただし、経営戦略の策定当初は、令和6年度には基準外繰入金の使用料収入の2倍を超える見込みでしたが、人口減少が計画時より鈍化していること、水洗化率の向上、企業会計化により費用の見直しを行ったこと等により、改定時においては、2倍を超えない見込みです。

したがって、今回の経営戦略改定に当たっては、当初見込んでいた使用料改定は反映しないこととします。

ただし、第4章1（1）にあるように、計画期間の最終年度である令和8年度の当年度純利益は薄利の状況であり、今後の推計が下振れした時を踏まえ、使用料の改定について引き続き検討を進めていきます。

### 3. 経営戦略の改定に未反映の取組

これまでに検討した施策や目標については、別紙2に示す投資・財政計画に反映さ

れています。

しかし、令和 8 年度末では、当年度純利益が薄利になることから、使用料の改定について近隣市町の動向を見据えて然るべきタイミングで検討を進めていき、次回の経営戦略の見直し時に反映することとします。

また、広域化に関する取組については、総務省等から各都道府県に対して、令和 4 年度までに広域化・共同化計画の策定が求められているところです。岐阜県においても現在計画策定が進められており、本町においても県と連携を図りながら検討を進めていきます。

## 第6章 モニタリング体制

---

本町農業集落排水事業は令和元年度から地方公営企業法を適用しています。この経営戦略は、地方公営企業法適用後、初めての決算内容を鑑みて策定しています。今後は、実績を蓄積し、概ね4年ごとに、計画の見直しを行います。

また、第4章2、3に記載した目標値の達成状況確認を毎年度実施します。

以上